

別添 1 7 共済代理店検査要領（第 4 の 2 の（1 1）関係）

（制 定：平成 17 年 4 月 1 日）

（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）

1 共済代理店検査の目的

経済の自由化・国際化、農山漁村人口の高齢化等、系統共済事業を取り巻く経営環境が急激に変化する中、共済事業実施機関自らが責任をもって様々なリスクを的確に把握・管理していくことがますます重要なものとなっている。

このような中、共済契約者保護の観点から共済契約者に対する勧誘行為や重要事項説明の適切な実施等、共済事業を行う農業協同組合及び全国共済農業協同組合連合会並びに漁業協同組合、水産加工業協同組合及び全国共済水産業協同組合連合会（以下、この要領において「共済事業実施組合」という。）の事業運営の適正性等を検証する場合、共済契約者と直接接する共済代理店の業務又は会計の状況を把握する必要があることも想定されることから、常例検査、要請検査等でその共済事業実施組合の業務又は会計の状況を検査する場合において、特に必要があると認めるときは、当該共済代理店の業務又は会計の状況を検査することにより、当該共済事業実施組合の共済事業の健全性の確保を図ることを目的とする。

2 検査の対象

共済事業実施組合の共済代理店とする。

3 検査の範囲

共済事業実施組合の検査を実施する場合において、共済事業実施組合の業務又は会計の状況を把握する上で特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該共済事業実施組合の共済代理店の業務及び会計の状況を検査する。

4 検査の実施方法等

（1）検査の実施方法

ア 検査は基本的に共済事業実施組合の検査期間中に当該共済事業実施組合の共済代理店職員を共済事業実施組合に招致して行うこととし、当該招致は原則として共済事業実施組合を通じて行うこととする。なお、必要に応じ、共済代理店に立ち入って検査を行う場合、当該立入日若しくはその前日に共済事業実施組合に対してその旨連絡する。

イ 検査基準日は、原則として共済事業実施組合の検査基準日と同日とする。

ウ 検査対象期間は、共済事業実施組合の対象期間と同一とする。

(2) 意見交換

検査責任者は、検査終了に際し、原則として共済代理店の経営者と意見交換を行う。

(3) 検査結果

ア 共済代理店検査において検出した事項は、共済事業実施組合の検査指摘事項として、当該共済事業実施組合の検査報告書に反映させるものとする。

なお、当該代理店に対しては原則として検査書は交付しないものとする。

イ 共済代理店検査の結果を共済事業実施組合検査の検査報告書に反映させる場合には、共済代理店検査で知り得た秘密の守秘に十分留意する。